地方独立行政法人 神奈川県立病院機構の料金に関する規程 新旧対照表 (案)

地力在	立行政法人 神余川県立	内に依押リオーゴー国タイ	のが住	新旧对照表	(余)					
新					旧					改正理由
	<u>附 則</u> の規程は、令和3年6月	1日から施行する。								
別表	1				別表	1				○規程改正
	区 分		単位	金 額		区 分 単位 金			金 額	足柄上病院の地
負担評価療養及び選定療養に係る保険外	告示第2条第4号に規定 する病院の初診	足柄上病院	同	5,500 円	及び選定療養に	告示第2条第4号に規定 する病院の初診	足柄上病院	同	2,750 円	域医療支援病院 承認に係る対応
		こども医療センター	同	5,500 円			こども医療センター	同	5,500 円	
		がんセンター	同	2,750 円			がんセンター	同	2,750 円	
	告示第2条第5号に規定 する病院の再診	足柄上病院	同	2,750 円		告示第2条第5号に規定 する病院の再診	こども医療センター	同	2,750 円	
		こども医療センター	同	2,750 円						

令和3年3月23日 本部事務局経営管理室

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の料金に関する規程の 一部改正について

1 改正の趣旨

足柄上病院の地域医療支援病院の承認に係る対応として、保険医療機関及び保険医療 養担当規則(昭和32 年厚生省令第15 号。)第5条第3項等に規定する措置を講ずるため、 平成18年度厚生労働大臣告示第107号「療養担当規則及び薬担規則並びに療養担当基準に 基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」第1の2に規定する選定療養の金額を同告示 第1の3で定める規定を基に設定する。

2 改正概要

(1) 初診(文書による紹介及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く)

- ○平成18年厚生労働省告示第107号「療養担当規則及び薬担規則並びに療養担当基準に 基づき厚生労働大臣が定める事項等」第1の3に基づき、一般病床が200床以上の地 域医療支援病院は、5,000円以上の金額の支払いを受けることとされている。
- ○県内(政令市内を除く)の地域医療支援病院は9病院中8病院が5,500円の料金を設定している。
- ○以上のことから、足柄上病院の料金を2,750円から5,500円に改正する。

(2) 再診(文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず受診した場合)

- ○平成18年厚生労働省告示第107号「療養担当規則及び薬担規則並びに療養担当基準に基づき厚生労働大臣が定める事項等」第1の3に基づき、一般病床が200床以上の地域医療支援病院は、2,500円以上の金額の支払いを受けることとされている。
- ○県内(政令市内を除く)の地域医療支援病院は9病院中8病院が2,750円の料金を設定している。
- ○以上のことから、足柄上病院の料金を2,750円に定める。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日(予定)

令和3年6月1日

※厚生局神奈川事務所及び県に確認したところ、地域医療支援病院の承認後、周知期間を 設けたうえで、選定療養費の支払いを受ける運用を開始して差し支えないとのことであ った。

5 参考(他の地域医療支援病院料金一覧)

療機関名称	二次医療圏	許可病床数	一般病床数	初診時 (円)	再診時 (円)
藤沢市民病院	湘南東部	536	536	5, 500	2, 750
茅ヶ崎市立病院	湘南東部	401	401	5, 500	2, 750
平塚市民病院	湘南西部	416	416	5, 500	2, 750
平塚共済病院	湘南西部	441	441	5, 500	2, 750
国立神奈川病院	湘南西部	370	320	5, 000	2, 500
厚木市立病院	県央	347	347	5, 500	2, 750
海老名総合病院	県央	479	479	5, 500	2, 750
東名厚木病院	県央	282	282	5, 500	2, 750
小田原市立病院	県西	417	417	5, 500	2, 750

出典:厚生局神奈川事務所ホームページ 保険外併用療養費医療機関一覧(令和2年12月1日)